令和８年（フ）第９４号
広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目20番１号
債務者　山本　初子
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第４９号
山口県光市虹ケ丘２丁目２番11号　アーバンヒルＪ号、前住所山口県周南市大字下上４番地の２　ラムール203号
債務者　宮崎　光輝
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６２号
山口県周南市大内町６番５号　セジュール大内203号
債務者　東風浦　義和
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第７６号
岩手県一関市室根町矢越字曲谷44番地
債務者　小松　美雪
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第２２２号
福島県郡山市亀田一丁目15番10号　パークヒルズ亀田105号
債務者　千葉　敏智
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２２７号
福島県郡山市富久山町福原字鎌田９番地の５
債務者　村上亜弥乃
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２７４号
金沢市諸江町上丁550番地　福住荘１・22号
債務者　勝田　智美
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２９３号
大阪府東大阪市吉田８丁目１番35号　プライムエレガンス　４Ａ
債務者　大島　慎子
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３９号
大阪府高槻市牧田町３番７－405号、前住所大阪府枚方市招提大谷３丁目11番41号
債務者　酒井　　徹
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０８号
大阪府八尾市高砂町１丁目27番地の１　市営住宅43－606号
債務者　八木　早苗
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０５号
大阪府東大阪市衣摺３丁目13番15号　ハイツみのうら　201号
債務者　永瀬　達夫
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３７号
大阪市東淀川区小松２丁目６番34号　ビラ小松　201号
債務者　増山　　徹
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５１３号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目２番40号
債務者　澤村　知佐
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５６５号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目６番７号
債務者　森田商店こと　森田　充浩
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５８０号
大阪府門真市上島町37番14号
債務者　首藤　清美
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５９１号
大阪府枚方市出口５丁目31番16－103号
債務者　喜多　友里
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５９５号
大阪府枚方市宮之阪４丁目９番４号
債務者　梅﨑　浩一
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部